

～ さあ開こう！協働への扉 ～

令和7年度 袋井市協働まちづくり事業 実施要領

地域課題や住民ニーズ、行政課題について、市民活動団体からの提案を募集し、市民活動団体と行政が協働で新たなまちづくりに挑戦する事業です。

市民活動団体と行政とが対等なパートナーとなり、協働のモデル事業づくりに取り組みます。

【募集期間】 令和7年4月1日(火)より随時受付

令和7年4月

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課

1 概 要

袋井市では、平成 19 年度から市民活動団体と行政とが共に地域課題や住民ニーズを認識し、各自の役割分担や経費負担等を明確にした上で、その解決と実現に取り組む「袋井市協働まちづくり事業」を実施しております。

袋井市が目指すまちづくりの取組（第 2 次袋井市総合計画後期基本計画）に関連し、市民活動団体から協働事業に関する提案を募集し、その提案の中からふさわしい事業を選び、提案した団体と市が相互の役割の中で、理解を深め、協力しあい、事業の今後の発展性や行政業務としての実施の可能性を検討しながら事業を実施するシステムです。

2 協働まちづくり事業（協働事業）の種類

(1) 補助事業 実施にかかる手続き = 袋井市補助金等交付規則に基づく申請

「補助事業」とは、一般的に、特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認めた場合に、市民活動団体側からの対価なく市が金銭的支援を行う手法です。

事業の種類	補 助 額	補助率等
補助事業	新規事業（1 年目） <u>上限 20 万円</u> 継続事業（2・3 年目） <u>上限 10 万円</u>	補助率 2/3 以内

ア 実施主体は市民活動団体であり、事業の成果は団体側に帰属します。そのため、団体が「主催者」となり、市は「管理・監督者」となります。

イ 補助事業には、一般的に団体の管理費などを含む組織運営全般を支援する補助と、地域課題の解決などのために行う事業に対する補助があります。本制度では、後者の補助を意味します。

(2) スタートアップ活動支援補助事業 実施にかかる手続き = 袋井市補助金等交付規則に基づく申請

「スタートアップ活動支援補助事業」とは、新たに市民活動を始めるため、団体を立ち上げ、本事業に取り組む団体に対し、団体の運営及び設備の整備に要する資金を支援するため、市民活動団体側からの対価なく市が金銭的支援を行う手法です。

事業の種類	補 助 額	補助率等
スタートアップ 活動支援補助事業	<u>上限 10 万円</u> ※市内で、新たに市民活動を始めるため、団体を立ち上げ、本事業に取り組む団体（※設立後 6 ヶ月以内の団体）に限る。 （同一団体 1 回まで）	補助率 10/10 以内

【例】 1年目：補助（新規）＋スタートアップ→上限 30 万円

2年目以降：補助（継続）→上限 10 万円

(3) 連携事業 実施にかかる手続き = 役割分担等を定めた協定書締結

「連携事業」とは、基本的に行政からの一定の金銭的支援はなく、互いに不足・不得手とする部分を補い合う事業手法です。

ア 事業共催・・・一定額の資金や労力を互いに持ち寄り、資金や事業全般にわたって双方が責任を負って事業を行います。

イ 事業協力・・・事業の開催趣旨に賛同した上で、行政が所有する場所や備品の提供、広報活動支援、事業関係者との仲介など、団体側が行う事業において、団体が不足・不得手とする一定の部分の責任を行政が担い事業を支援します。

3 応募資格

提案ができる団体は、次の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 市内に事務所を置き、主として市内で市民活動を現に行っていること又は今後、市内で市民活動を行う計画があること。
- (2) 代表者を含め3人以上の構成員で組織していること。
- (3) 団体に関する規約等を有し、それに基づく運営がされていること。
- (4) 予算・決算を的確に行い、その内容を示すことができること。
- (5) 提案に係る事業（以下「協働事業」という。）を的確に遂行できる能力を有し、かつ、その事業報告ができること。（※ 資料作成や事業報告にあたり、担当課による助言や指導を超える支援が必要な場合は、遂行する能力を有しないものと判断します。）
- (6) その他公の秩序に反する団体でないこと。

4 実施スケジュール

<補助事業・スタートアップ活動支援補助事業>

(1) 事前相談

事前に協働まちづくり課または市協働まちづくりセンター「ふらっと」で、提案内容をご相談ください。その後、協働したい担当課において事前相談を受付します。

市協働まちづくりセンター「ふらっと」について…13 ページへ

(2) 事業提案書の提出 **提出書類について…9ページへ**

協働まちづくり課で事業提案書類一式を受付けます。

(3) 提案内容の審査～採択

事業ヒアリングを実施し、担当課と内容の審査を行います。
その後、事業の採択・不採択を決定します。

＊市からの交付書類…「協働まちづくり事業決定通知書」

(4) 補助金等交付申請書の提出 **提出書類について…11 ページへ**

内容を審査した上で補助金の交付を決定し通知します。

交付決定が下りましたら、事業を進めてください。（厳守）

交付決定前の支出経費は補助対象外です。

＊市からの交付書類…「補助金等交付決定通知書」

(5) 請求書の提出 **提出書類について…11 ページへ**

事業の円滑な実施のため、補助金を概算でお支払いしますので、
概算払い請求書を協働まちづくり課に提出してください。

1 か月程度を目途に指定口座にお支払いします。

(6) 事業実績の報告 **提出書類について…12 ページへ**

令和8年3月31日までに事業を完了し、事業完了後は、速やかに事業実績書を提出してください。

(7) 交付確定

事業実績書の内容を審査した上で、補助金額を確定し通知します。

＊市からの交付書類…「補助金等交付確定通知書」

※事業を速やかに実施したい場合は、
(2)と(4)の同時申請を可とします。
なお、同時申請をする場合は、担当課と十分協議し、申請してください。

事業実施

<連携事業>

(1) 事前相談

事前に協働まちづくり課または市協働まちづくりセンター「ふらっと」において、提案内容をご相談ください。その後、協働したい担当課において事前相談を受付します。

市協働まちづくりセンター「ふらっと」について…13 ページへ

(2) 事業提案書の提出 **提出書類について…9ページへ**

協働まちづくり課にて事業提案書類一式を受付けます。

(3) 提案内容の審査～採択

事業ヒアリングを実施し、所管課と内容の審査を行います。その後、事業の採択・不採択を決定します。＊市からの交付書類…「協働まちづくり事業決定通知書」

(4) 事業連携協定の締結 **連携協定について…11 ページへ**

役割分担や実施スケジュール等について担当課と協議し、事業の連携協定書を締結していただきます。協定書締結後、事業を実施してください。

事業実施

(5) 事業実績の報告 **提出書類について…12 ページへ**

令和8年3月31日までに事業を完了し、事業完了後は、速やかに事業実績書を提出してください。

5 対象となる事業

(1) 協働事業は、次の要件を満たすものを対象とします。また、補助事業は1団体1事業の応募、スタートアップ活動支援補助事業は1団体1回の応募に限ります。ただし、連携事業はこの限りではありません。

ア 公益性を有する事業

イ 提案団体と本市が協働して実施することにより、地域課題の解決や住民ニーズの実現が図られる事業

ウ 原則、(3)に定める公募テーマに沿って提案された事業

エ 市民活動団体の特性を発揮し、先駆的で新たな視点からの取り組みである事業

オ 事業計画及び事業予算が適正である事業

カ 主に市内で実施される事業

キ 極力、市内の地域財産（人・学校・企業、産業、施設等）を活用している事業

ク 開催場所が、公衆衛生、災害防止等に関して十分な設備及び措置が講じられている事業

(2) 次のいずれかに該当するものは、協働事業として応募することができません。

ア 営利を目的とする事業

イ 団体又は特定の個人の利益を目的とする事業

ウ 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業

エ 事業の実施を伴わず、施設等の建設又は整備のみを目的とする事業

オ 国若しくは県又は市(それらの外郭団体も含む。)から当該事業に対する補助等を受けている事業(連携事業を除く)

(3) 令和7年度公募テーマ(第2次袋井市総合計画後期基本計画の取組)

原則、以下に定める公募テーマに沿った提案事業としてください。

	政 策	取 組
1	子どもがすこやかに育つまちを目指します	みんなで支え合う子育て環境の充実 未来に輝く若者の育成
2	健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します	生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進 いきいきと暮らせる健康長寿の推進 安心できる地域医療の充実 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進 誰もがスポーツに親しむまちづくりの推進
3	快適で魅力あるまちを目指します	暮らしたくなる都市拠点の創出 誰もが移動しやすいまちづくり 花と緑と水のまちづくり 恵みある河川・海岸づくり 豊かな環境の醸成と継承
4	活力みなぎる産業のまちを目指します	産業の新たな展開の推進 戦略的な観光の推進 経営力の高い農業の振興 魅力的な商業の振興
5	安全・安心に暮らせるまちを目指します	万全な危機管理体制の構築 風水害に強いまちづくりの推進 交通安全・防犯対策の推進 消防・救急救助体制の充実 安全な水の安定供給
6	市民がいきいきと活躍するまちを目指します	市民と行政の協働によるまちづくり 教養豊かな人づくり 共生社会の確立

※ 第2次袋井市総合計画後期基本計画についての詳細は、以下の URL からご覧ください。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/shiseijoho/sougoukeikaku/1477643723608.html>

6 事業費

協働事業に関する市の助成額、基準等は、以下のとおりです。

事業区分	項 目	補助金等（上限）	備 考
補助事業	補助金	補助率：2／3 以内 [補助金の限度額] ① 新規事業（1 年目） ： 上限 20 万円 ② 継続事業（2・3 年目） ： 上限 10 万円	同一事業の継続は、初年度を含め3年
スタートアップ活動支援補助事業	補助金	補助率：10／10 以内 補助金額：上限 10 万円 （※設立後6箇月以内の団体に 限る）	市内で新たに市民活動を始め めるため、団体を立ち上げ、 本事業に取り組む団体に限 る。（同一団体1回まで）
連携事業	必要な経費	協働まちづくり事業では無し 事業担当課での予算の範囲内	同一事業の継続は、3年後 を目安に担当課との直接実 施へ移行

ア 1事業あたりの補助金の上限額は上記のとおりとし、事業内容を精査し、予算の範囲内で事業費を配分します。

イ 補助事業において、団体の負担分を参加料の徴収や、補助金によって作成した印刷物の販売収入を持って充てることは可能です。事業実施による収入の見込みがある場合は、あらかじめその金額を事業予算書で明らかにし、市の承認を受けなければなりません。なお、補助金とその他の収入の合計が対象経費を上回った場合には、上回った額を返還していただくことになります。

ウ 予算総額を全額、配分するとは限りません。また、提案事業の要求額に対し、満額を補助等するとは限りません。

7 対象となる経費

対象となる経費は、以下のとおりです。

1. 補助事業・・・協働事業を実施するために要する経費

項 目	補助	連携	対象となる経費の例 等
賃 金	○	—	対象事業に係るスタッフ等の人件費
報 償 費	○	—	講師謝金、記念品、事業関係者へのお礼品等
旅 費	○	—	講師や事業に関わる者の交通費や宿泊費 等
消 耗 品 費	○	—	会議資料、パンフ等の用紙代、事務用品 等
印刷製本費	○	—	募集案内・ポスター等の印刷代、コピー代
食 糧 費	○	—	外部講師の弁当代、会議等の茶菓子代 等
通信運搬費	○	—	切手代、郵便代、宅配料
手 数 料	○	—	筆耕料、人的サービスに対する手数料、振込手数料
保 険 料	○	—	イベント来場者や講師等に対する保険料
使用料および賃借料	○	—	会議室や機材の使用料、バス等の借り上げ料
原 材 料 費	○	—	塗料や木材など事業に必要な原材料
備品購入費	△	—	事業実施のみに必要不可欠な備品
事務管理費	○	—	※ 上記までの対象経費合計額の15%以内

○・・・対象となる経費

△・・・必要に応じて対象となる経費

ア 対象とならない経費の例

事務所の家賃や光熱水費、事務局員の通常業務に係る人件費、慰労会費、関係団体への会費、概ね全体事業費の1／2以上を占める高額な備品 等

イ 以下の経費の計上にあつては、提案の際に見積書の添付をお願いいたします。

印刷製本費（チラシ、ポスター等）、備品購入費、その他金額確認のために見積書が必要な経費

ウ 対象経費の支出が適正に行われているかどうかを判断するため、実績報告の際に事業に係る会計帳簿や領収書等を確認させていただきます。（領収書又はレシートを保管ください。）

2. スタートアップ活動支援補助事業・・・団体の運営及び設備の整備に要する経費

項 目	対象となる経費の例 等
消 耗 品 費	事務用品
印刷製本費	活動団体PRパンフレットの印刷代
通信運搬費	設立総会の開催通知等の郵送料

手 数 料	設立登記に係る費用、行政書士への設立依頼費用
委 託 料	活動団体PRホームページ制作費
備品購入費	団体の運営基盤の整備に要する必要不可欠な備品
そ の 他	団体の運営及び施設又は設備の整備に必要な経費

【対象とならない経費の例】

内 容 例	
事務所を維持するための経費	事務所の家賃、光熱水費
経常的な活動に要する経費	電話料金、インターネット使用料
食糧費、交際費	飲食費、会食代、弁当代
役員報酬	団体の役員、理事、監事等の人件費
構成員に係る人件費、謝礼等	構成員の人件費、謝礼
そ の 他	領収書で確認できない経費

8 事業期間・事業の条件

事業期間は、交付決定日および連携協定締結日から令和8年3月31日までとします。

継続事業や事業期間の取り扱いは、以下の条件によります。

- (1) 事業の実施期間は、単年度を原則とします。ただし、同一事業を継続して実施することもできます。（ただし、スタートアップ活動支援補助事業は除く。）
- (2) 同一事業を継続して実施しようとする場合は、次の基準によります。

ア 補助事業・・・初年度を含め3か年の提案が可能。

〔注意〕補助事業を3か年実施後については、担当課と直接連携しあって事業を実施してください。

イ スタートアップ活動支援補助事業

・・・初年度のみ。設立後6か月以内の団体に限り、同一団体1回まで。
初年度のみ、補助事業と組み合わせが可能。

ウ 連携事業・・・初年度を含め3か年の提案が可能

〔注意〕連携事業を経て補助事業に移行することはできます。

※ いずれも、事業実施期間を保証するものではありません。

- (3) 同一事業を継続して実施しようとする場合には、「対象となる事業」の年度毎の提案と審査を必要とします。
- (4) 同一事業を継続して実施しようとする場合には、2回目以降の事業内容については、前回の結果・成果を踏まえ、見直しや改善を反映させた内容で提案してください。
- (5) 応募の段階ですでに開始されている事業は対象となりません。

9 提案受付

提案受付期間

事業の提案は、随時受付しています。（令和7年4月1日受付開始）

※ 市と事前相談をしたうえで、提案書を協働まちづくり課に提出してください。

（原則、郵送不可）

提出書類

提案団体は、協働まちづくり課に次の書類を1部提出していただきます。

- (1) 事業提案書（様式第1号）
- (2) 事業予算書（様式第2号）
- (3) 提案団体概要書（様式第3号）
- (4) 団体の規約又はそれに類するもの
- (5) 団体構成員名簿又はそれに類するもの
- (6) その他関係資料等

※(1)～(3)については、市ホームページに様式を掲載しています。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/2/1/npo/1422534834851.html>

10 審査・選考方法

協働まちづくり事業の審査・選考は、17年間培ってきた本事業のノウハウを活かして、協働まちづくり課が担当課とヒアリングを十分に行った上で審査し、事業を採択します。
なお、選考結果は各団体に通知します。

審 査 基 準

以下の審査項目に、事業に関係する「担当課の所見」も踏まえ、総合的に審査します。

① 地域性

特定の地域に限定されることなく、市民生活上の課題や住民ニーズを的確に捉え、その解決・実現に向けた事業として適切であるか。

② 先駆性

これまでに無い（少ない）新しい取り組みであるか。または、新たな視点、発想から提案された事業であるか。

③ 専門性・独創性

事業実施にあたり、専門的な見地から提案がなされているか。また、市民活動団体ならではの柔軟な発想が活かされているか。

④ 公益性

広く市民を事業の対象とし、事業成果がより多くの市民の利益へとなるものであるか。

⑤ 自立性

自己努力による事業立案、資金確保に努めているか。

⑥ 公平性

行政との明確かつ妥当な役割分担ができ、相乗効果が期待できるか。

⑦ 発展性・継続性

事業に採択されることで、団体や事業の発展が期待できるか。また、将来的に自立した団体・事業としての継続的な展望が見込まれるか。

⑧ 具体性・実行性

実施方法、スケジュール、予算等がより具体的に計画され、かつ法的にも問題がない事業であるか。また、事業を実施する能力を有する団体であるか。

⑨ 費用の妥当性

対象経費の算出、見積もり等が適正であるか。

⑩ 協働効果

単独で行うよりも協働で実施することで、より効果や成果が期待できる事業であるか。

※ 審査は上記の10項目毎に5段階で評価し、50点満点の採点と総合的な評価等をもとに行います。

11 事業実施にかかる事務手続き

令和7年度袋井市協働まちづくり事業の選考結果の採択決定後、事業実施のために必要な事務手続きがあります。

1. 補助事業・スタートアップ活動支援補助事業…補助金の交付申請～請求

補助金交付申請書類を提出していただき、その内容を審査した上で補助金の交付を決定し通知します。事業の円滑な実施のため、補助金は概算払いでお支払いします。
交付決定の通知を受け取り次第、概算払い請求書をご提出ください。

提出書類 ※(1)～(4)は事業採択後、(5)は補助金交付決定後に提出

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 協働まちづくり事業計画書
- (3) 事業予算書（様式第2号）
- (4) 役割分担表
- (5) 請求書（様式第6号）

※提出書類の様式は、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/2/1/npo/1422534834851.html>

2. 連携事業…協定書締結

役割分担や実施スケジュール等を担当課と協議し、協議内容を基に「協定書」を締結していただきます。協定書に基づき、計画された内容での事業実施をお願いいたします。

※ 交付決定及び協定された事業に変更の必要が生じた場合は、内容の大小に関わらず、必ず、事前に担当課にご相談ください。内容により、事業内容の変更手続きをお願いする場合があります。

なお、補助金額の変更は、原則、認められませんが、やむを得ず変更の必要がある場合には、必ず担当課にご相談ください。

12 提案事業の公表 等

(1) 提案事業等の公表

各団体からご提案いただいた事業は、採択決定後、事業内容等を市のホームページにて公開いたします。あらかじめご承知おきください。

(2) 協働事業のPR

協働まちづくり事業を実施する場合には、協働まちづくり事業である旨の表示を下記のとおり行ってください。

※ 募集チラシ、ポスター、冊子等の成果物に記載。事業の開催会場に掲示。など

表示する文面（例）

「この事業は、令和7年度袋井市協働まちづくり事業として、〇〇〇と袋井市とが協働で行っている（行った）ものです。」又は、「令和7年度袋井市協働まちづくり事業」

13 事業報告

協働事業が完了した場合、すみやかに以下の書類をご提出ください。

提出書類

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業収支決算書（様式第6号）
- (3) その他関係資料
 - (ア) 事業の実施に要したパンフレット等（作成した場合）
 - (イ) 活動の状況を写した写真2～3枚
 - (ウ) その他、協働事業の事業報告に必要と思われる書類

※提出書類の様式は、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/2/1/npo/1422534834851.html>

14 協働まちづくり事業の実施にあたっての留意点

- (1) 補助金の交付は、袋井市補助金等交付規則の定めるルールによります。
- (2) 補助金申請等の段階において、提案いただいた内容を基に事業の実施内容について調整を行います。その際、提案事業の内容を一部変更していただく場合があります。
- (3) 事業の実施が計画より大幅に遅れそうな場合や、内容等に大幅な変更が生じる恐れがある場合や事業の実施が困難になった場合は、速やかに担当課に報告し、協議してください。
- (4) 事業が中止になった場合は、原則として補助金等は全額返金となります。

- (5) 事業の実施状況及び実施結果について、必要に応じて現地確認させていただく場合があります。
- (6) 最終的な補助金の額は、実績報告書の提出により決定します。そのため、事業の結果を確認するまで補助金の額は暫定的なものであり、最終的な額が決まった段階で、一部返還していただく場合があります。
- (8) 印刷物を作成する場合等は、再生紙を使うなど環境に配慮するとともに、文字の大きさ、字体のわかりやすさ、色使いに配慮するなど、ユニバーサルデザインにご配慮願います。
- (9) 事業の実施にあたっては、安全管理に十分配慮してください。特に、負傷や熱中症、新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルスなどの感染症の予防について参加者やスタッフに徹底するとともに、万が一の保険についても対象者、種類、金額、負担者等を精査し、リスク回避に努めてください。

15 市協働まちづくりセンター「ふらっと」

「袋井市協働まちづくり事業」に関する相談は、市協働まちづくりセンター「ふらっと」を御活用ください。ふらっとでは、主に以下のような支援を行っています。

- ◆ 提案事業の内容についての相談
- ◆ 事業提案書の書き方についての相談
- ◆ 市所管課、他団体、他機関等とのコーディネート
- ◆ チラシ作成支援
- ◆ 事業についての情報発信 など

袋井市協働まちづくりセンター「ふらっと」

住所：袋井市方丈三丁目5番地の11

TEL：43-6315 FAX：31-6363

Email: info@flat-fukuroi.com

第2次 袋井市総合計画 後期基本計画 取組解説一覧

令和7年度公募テーマの詳細は以下のとおりです。

子どもがすこやかに育つまちを目指します

I みんなで支え合う子育て環境の充実	
取組の目的	家庭、地域、企業及び行政が連携・協力し、地域社会全体で子ども・子育てを支援します。
取組の基本方針	1 安心して子どもを産み育てられる支援体制の充実 地域の様々な世代の人たちが子育て世帯に寄り添い、子育て世代包括支援センターや子育て支援センター等の関係機関が連携して妊娠から出産、乳幼児期までにわたる切れ目のない支援を行うなど、子育て支援施策の充実を図ります。 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供 公立幼稚園・保育所の認定こども園化等により、教育・保育施設の環境を整備するとともに、「就学前教育・幼小接続プログラム」の推進により、保育所（園）、幼稚園及び認定こども園と小中学校との連携を強化し、子どもの成長に応じた質の高い教育・保育を安定的に提供します。 3 全ての子どもの育ちを支える環境の充実 育ちの森をはじめ、子どもの育ちを支える体制・機能を充実するとともに、地域社会における子どもの成長や発達に関する理解を深め、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。
II 未来に輝く若者の育成	
取組の目的	幼小中一貫教育を通じて、「自立力」と「社会力」を兼ね備えた、心豊かでたくましい若者を育てます。
取組の基本方針	1 よりよく生きる力の育成 幼児期に芽生え始めた自立心や協調性を大切にしながら、家族や仲間、地域社会との関わり合いの中で子どもの「自己有用感・自己肯定感」を育み、「夢を抱き、たくましく次の一歩を踏み出す15歳」の子どもを幼小中一貫教育で育成します。 2 確かな学力を育む教育の推進 就学前の教育や保育の中で身に付けた「学びに向かう力」を基盤として、ICTを効果的に活用した協働的学習（思考ツールを活用した学習）や個別最適化された学習を推進し、子どもたちの「考える力」を幼小中一貫教育で育成します。 3 健やかでたくましい体を育む教育の推進 就学前の運動や食に関する指導を基盤として、体力づくりや食育など、健やかな体を育む教育を幼小中一貫教育で推進するとともに、地産地消の取組を維持しながら、安全・安心でおいしい給食を提供します。

4 子ども一人ひとりを大切にした支援の充実

人権教育を基盤として、就学前からの支援を学園内で継続させ、育ちの森等と連携して子ども一人ひとりのニーズや個々の特性に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

また、外国人児童・生徒への支援をはじめ、いじめや不登校対策に学園内で積極的に取り組みます。

5 質の高い教育環境の整備

安全性、機能性等に配慮した教育施設の長寿命化改修を計画的に推進します。

また、ICTを活用した教育を実践するために必要な学習環境の整備に取り組みます。

健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します

Ⅰ 生涯しあわせに暮らす健康づくりの推進	
取組の目的	生涯にわたり健康で幸せに暮らせるよう、それぞれの生活や年代に合わせた健康づくりを推進します。
取組の基本方針	1 地域における健康づくりの推進 市民の健康意識の向上のために、コミュニティセンターを地域の健康づくりの拠点として位置づけ、「人と人とのつながり」や「人と社会とのつながり」づくりを促進するとともに、地域が主体となる健康づくりの取組を推進します。 2 全世代を通じた健康づくりの推進 乳幼児から高齢者まで全世代を通じた健康づくり施策を切れ目なく展開するとともに、地域、各種団体及び企業との連携を強化し、市民の主体的な健康づくりを支援します。 また、ＩＣＴを効果的に活用し、対面しなくても健康相談ができる環境を整えます。 3 生活習慣病の発症予防と重症化予防 医師会、歯科医師会、薬剤師会、健康づくり推進員及び健康づくり食生活推進協議会など、地域の多様な関係者と連携して検診（健診）受診率を向上させるとともに、ＩＣＴの活用による分析結果を踏まえたオーダーメイドの保健指導を充実します。 4 身体活動や食習慣、喫煙など生活習慣の改善 適度な身体活動や望ましい食習慣への啓発に加え、受動喫煙防止等のたばこによる健康への影響から市民を守る取組を強化します。 5 心の健康づくりの推進 関係機関や部署間の連携を深め、心の健康づくりネットワークによる支え合いや見守り等の仕組みを強化するとともに、個人や地域への啓発に取り組みます。
Ⅱ いきいきと暮らせる健康長寿の推進	
取組の目的	全ての高齢者が尊重され、住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム※」の充実を推進します。 ※地域包括ケアシステム…団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7 年を目途に、高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと

取組の基本方針

1 地域包括ケアシステムの充実

高齢者が住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続けられるよう、総合健康センターを拠点として、保健、医療、介護及び福祉等が連携し、必要なサービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実を推進します。

2 支え合い活動といきいき活躍するまちづくりの推進

高齢者が安心して生活できるよう、地域における見守り活動を推進するとともに、地域での交流の場や介護予防に取り組む通いの場づくりに加え、認知症施策の充実など、相互に支え合う取組や担い手育成を支援することで、生きがい創出や社会参加につなげ、誰もがいきいきと活躍するまちづくりを推進します。

3 介護保険事業の円滑な実施

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送り続けられるよう、高齢者のニーズに応じたサービス提供体制を整えるとともに、サービスの質の向上を図ります。

Ⅲ 安心できる地域医療の充実

取組の目的

市民が安心して暮らせるよう、切れ目のない地域医療体制の確保を図るとともに、医療・介護の連携を深めます。

取組の基本方針

1 切れ目のない持続可能な地域医療体制の確保

中東遠総合医療センターや聖隷袋井市民病院、県・保健所、開業医等との連携を深め、新型コロナウイルス等の感染症対策などを含めた切れ目のない医療体制を確保するとともに、その仕組みを持続可能なものとして支える医療人材の育成・確保に努めます。

2 救急医療体制の確保

医師会や中東遠総合医療センター等との連携による救急医療体制の充実に努めるとともに、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことやコンビニ受診の抑制、感染症流行時の医療機関の役割等についての市民理解を深めます。

3 医療と介護の連携強化

総合健康センターを拠点とした地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、誰もが人生の最期まで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護を切れ目なく一体的に提供するため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び介護支援専門員等の多職種が連携できる体制を整えます。

IV 自分らしく暮らせる障がい者支援の推進

取組の目的

障がいのある人が住み慣れた地域で、生きがいを持って生活できる環境を整備します。

取組の基本方針

1 自立した生活の支援

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、身近に相談できる環境の整備・充実、住まいや就労の場の確保及び就労マッチング支援など、社会福祉法人やNPO法人等と連携を図り、必要な支援を行います。

2 社会福祉施設の整備支援

住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、社会福祉法人やNPO法人等と連携を図り、共同生活援助（グループホーム）等のサービス拠点となる施設整備を支援します。

3 障がい者への理解と地域の交流の支援

住み慣れた地域において安全・安心に生活できるよう、地域での支援体制を整えるとともに、障がいのある人への正しい理解を深め、個々の特性を生かした就労や地域で行われる様々な行事や取組に参加できるよう支援します。

V 誰もがスポーツに親しむまちづくりの推進

取組の目的

市民が生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送れるよう、気軽に親しみ、楽しむことのできるスポーツ環境の充実に取り組みます。

取組の基本方針

1 多様性に応じたスポーツ活動の推進

幼少期におけるスポーツに親しむきっかけづくりをはじめ、学校教育と社会体育との連携、誰もが身近で気軽にできる健康づくりのためのスポーツなど、年齢、国籍及び障がいの有無等にかかわらず、市民の生涯にわたるスポーツ活動を支援します。

2 誰もが気軽に取り組めるスポーツ環境の充実

総合体育館「さわやかアリーナ」を拠点として、多様化する市民ニーズを捉えたスポーツ施設の充実を図るとともに、スポーツ関係団体との連携等により、市民が気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを推進します。

3 アスリートの育成とトップスポーツに触れる機会の創出

アスリートの競技力向上や指導者の発掘と育成を図るとともに、トップレベルのスポーツ観戦やトップアスリートとの交流を通じて、市民のスポーツへの理解が深まり、関心が高まるよう、プロスポーツの誘致や全国大会の開催支援に取り組みます。

4 スポーツを通じた地域の活性化

ラグビーワールドカップ等を契機とした市民の盛り上がりを継続し、スポーツへの関心をより高めるとともに、企業や各種関係団体と連携し、スポーツイベントへの市民の参画、スポーツを通じたまちの国際化やスポーツツーリズムの振興など、スポーツを活かしたまちづくりを推進します。

快適で魅力あるまちを目指します

I 暮らしたくなる都市拠点の創出	
取組の目的	誰もが安心して快適に暮らせる、いつまでも暮らしたくなるまちづくりを推進します。
取組の基本方針	1 コンパクトに生活機能が集約した都市拠点の形成 子ども、若者及び子育て世代から高齢者まで、誰もが安心して快適に暮らすことができるよう、都市拠点や地域拠点等の主要な拠点には、徒歩圏での居住・生活に必要な機能集積を促進するとともに、これらの主要な拠点と集落拠点との連携強化を図り、利便性の高いまちの形成を図ります。 2 安全で魅力ある市街地の形成及び再生 防災上危険な密集市街地など、都市の改善が必要な地域では、地域住民とまちづくりの改善に向けての手法を検討しながら、魅力あるまちづくりを推進します。 3 地域資源の保全と良質な景観形成の推進 美しい自然や農の風景、歴史・文化的な景観を保全するため、地域とともに愛着と誇りの持てる景観づくりを推進します。 4 総合的な住宅施策及び空き家等対策の推進 子育て世帯、高齢者及び障がい者など誰もが暮らしやすい住環境や質の高い住まいの確保を推進するとともに、住環境に悪影響を及ぼす空き家等の抑制・解消に向け、市民、地域及び関係機関が連携・協力し、空き家対策に取り組みます。
II 誰もが移動しやすいまちづくり	
取組の目的	日常生活の移動を円滑にするため道路整備を行い、利用しやすい公共交通と拠点を結ぶネットワークを構築します。
取組の基本方針	1 利用しやすい公共交通網の構築 地域公共交通計画に基づき、袋井駅を発着する路線バスの維持に加え、市民、交通事業者及び行政がより一層協力・連携し、本市の公共交通の維持と活性化を図ります。 また、ICT等の新技術を活用して利便性を高めるとともに、各地域での地域協働運行バスの導入を支援します。 2 安全で安心な道路の整備・維持管理の推進 少子高齢化、自動車交通量の減少、道路・橋梁の老朽化等の社会情勢の変化に対応するため、自動車、自転車及び歩行者等がそれぞれ遠慮せず安全・安心・快適に利用できる幹線となる道路や地域要望・課題に対する生活道路の整備を行うとともに、持続可能なインフラの維持管理を実施します。

Ⅲ 花と緑と水のまちづくり	
取組の目的	
民間活力を活かした憩いの場の創出や、花と緑にあふれるまちづくりを推進します。	
取組の基本方針	
1 身近な公園・広場の創出と公共緑地の適切な管理の推進	
公園利用の規制緩和や特化利用等を検討し、民間活力が入りやすい仕組みや体制づくりを推進するとともに、樹木植栽ルールや公園施設長寿命化計画に基づき、樹木の適切な管理、公園施設の更新・修繕を実施します。	
2 花を通した市民の健康づくり・交流の促進と宅地内緑化の推進	
寄せ植え講座等を通じ、花と緑の持つ癒しの効果を活用して、市民の健康づくりと交流を促進します。	
3 歩いてみたくなる水辺空間の創出	
原野谷川沿いを市内外から歩いてみたくなるような水辺空間にしていくとともに、袋井駅周辺を含むエリア全体の価値を高める仕組みづくりに取り組みます。	
Ⅳ 恵みある河川・海岸づくり	
取組の目的	
人の生活に欠かせない水や多様な生物が生きる河川・海岸を大切に、河川愛護や海岸保全の活動を推進します。	
取組の基本方針	
1 環境に配慮した河川整備の推進	
治水機能を維持し、河川が本来有する多様性を確保するため、生態系に配慮した整備と保全に努めます。	
2 河川愛護の推進	
河川は市民共有の財産であり、地域で関心を持って愛護活動を行うことにより、快適な生活環境の創出を図ります。	
3 美しい海岸の創出	
市民、地域と行政が連携し、海岸地域での自然環境の保全に取り組みます。	
また、海岸浸食対策を促進するため、国や県に対して積極的に要望するとともに、対策に関する連携を強化します。	
これに加え、南海トラフ巨大地震等の津波対策として、防潮堤の整備を推進するとともに、平時の憩いの場としての環境を整備します。	
Ⅴ 豊かな環境の醸成と継承	
取組の目的	
市民、地域及び企業等との協働により、環境にやさしい持続可能な社会の構築と多様性のある自然環境を保全します。	
取組の基本方針	
1 資源循環型社会の推進	
ごみの発生抑制や資源の再使用・再利用（１Ｒ＋３Ｒ）を幅広く進めるとともに、廃棄物の効率的な処理により、資源の有効利用を進めます。	

2 環境保全意識の高揚

地球温暖化防止に向けて、各家庭においてエネルギーを創り（創エネ）、貯め（蓄エネ）、賢く使う（省エネ）ライフスタイルである「スマートライフ」を推進していくとともに、市民、企業及び行政が連携・協働し、環境教育等を通じて環境保全意識の高揚を図ります。

3 郷土の豊かな水辺環境の保全

豊かな水辺環境の保全を図るため、公共下水道の整備や単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、市民に対し、水辺環境を守る大切さについての啓発を進めます。

4 快適な生活環境の保全

地域、企業及び行政が連携し、公害の発生を未然に防止するとともに不法投棄防止やペットの適正な飼い方など快適な環境の創造に向けた啓発を行い、生活環境の保全を図ります。

活力みなぎる産業のまちを目指します

I 産業の新たな展開の推進	
取組の目的	企業の新たな展開の支援や地域経済を支える企業の誘致を推進するとともに、多様な人材が活躍できる就労支援に取り組みます。
取組の基本方針	1 環境の変化に対応できる「稼ぐチカラ」の強化 企業の持続的な成長を支援するため、商工団体や静岡理工科大学等と連携し、販路開拓、新技術・新製品の開発促進、人材育成及びI o T等の活用による生産性向上の取組を支援します。 また、産業構造の変化に対応できるよう、セミナーの開催や補助金の活用等を推進します。 2 企業誘致の推進 企業立地調査等を踏まえ、新たな企業用地の開発可能性を検討します。 また、I o T等を積極的に活用する企業など、市内企業や地域経済への波及効果の高い企業の誘致を推進します。 3 人材育成と経営力向上の支援 産学官が連携し、市内企業の持続的な経営に必要な人材確保と経営力向上の支援を行います。 4 雇用対策の推進 高校生や大学生をはじめとした若い世代について、市内企業への就職につながるよう、企業の魅力を紹介する取組を支援します。 また、担い手と雇い手の需給のバランスがとれた環境を目指し、高齢者等の就労支援の強化を図ります。
II 戦略的な観光の推進	
取組の目的	まちの魅力アップと情報発信に努め、観光交流客を増やします。
取組の基本方針	1 袋井ブランドの創出 魅力ある観光資源を活用し、他分野との融合（観光×〇〇）により新たな価値創出やニューツーリズム※の推進を図るとともに、特産品の開発・販売促進に向けた取組への支援や広域連携による誘客の強化の検討を進めます。 ※ニューツーリズム…テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行のこと 2 マーケティングの推進 SNS等の活用により、観光資源の魅力について国内外への発信力を強化します。 また、様々な観光客のニーズに沿った快適な旅行環境を提供できるよう、I C Tを活用した多言語タブレットやA Iチャット、V R（バーチャル・リアリティ）※及びA R（オーグメンテッド・リアリティ）※等の導入に向けた検討を進めます。 ※V R（Virtual Reality）…本物ではないが、機能としての本質は同じであるような環境

を、人の五感を含む感覚を刺激することで理工学的に作り出す技術のこと
※AR（Augmented Reality）…人が認識する現実環境にコンピュータで情報を加えて現実を拡張する技術、又はコンピュータで拡張された現実環境のこと

3 担い手の充実と育成

市民一人ひとりが観光大使となり、地域固有の観光資源の魅力を発信していくとともに、観光振興の担い手である市観光協会の体制強化への支援を行います。

Ⅲ 経営力の高い農業の振興

取組の目的

消費者や市場に選ばれる「信頼される産地」を目指し、安全・安心で質の高い農産物の栽培に努めるとともに、効率的な農業経営を確立します。

取組の基本方針

1 次代の担い手育成の推進

稼ぐ農業の推進のため、ビジネス経営体の創出を支援するとともに、意欲と能力のある新たな担い手の育成と確保に努めます。

2 農地の基盤整備と多面的機能の維持

意欲と能力のある担い手への利用集積を図るとともに、耕作放棄地の発生防止と再生利用を進めます。

また、農地の持つ景観形成機能や防災機能等の優れた多面的機能を守るため、地域と行政が一体になって農地の適正管理を行うとともに、有効利用に取り組みます。

3 農産物の高付加価値化と販路拡大

国内の新たな販路開拓に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響下にあっても生産、出荷を維持するため、消費者直販の強化を図るとともに、県や農協等と連携し、海外市場への売り込みを推進します。

また、高品質で付加価値の高い農産物の生産を推進するとともに、市場へ安定的に供給できる体制を構築し、信頼される産地となるよう努めます。

4 安全・安心な農産物づくりと地産地消の推進

安全・安心な生産体制を確立するとともに、環境保全型農業を推進します。

また、市内飲食店や学校給食、病院院内食等への地場製品の導入を推進します。

5 農資源の更なる有効活用

健康、福祉、教育及び地域コミュニティなど、様々な分野において農資源を活用し、農を活かしたまちづくりを推進します。

IV 魅力的な商業の振興

取組の目的

商店の個性ある魅力づくりや経営力の向上を支援し、にぎわいあふれるまちづくりを推進します。

取組の基本方針

1 事業者等の経営力向上の支援

中小企業向け融資制度の活用を促進するとともに、袋井商工会議所と浅羽町商工会が行う経営相談や指導を充実し、新商品や新サービスの創出、ICTを活用した販路拡大など事業者等の経営力の強化を支援します。

2 魅力ある個店・商店街づくりの推進

袋井商工会議所や浅羽町商工会等と連携して、個店セミナーやスタンプラリー等を実施し、魅力ある個店づくりと情報発信を推進します。

また、袋井商工会議所、浅羽町商工会及び民間企業と連携して中心市街地のにぎわいづくりを進めるとともに、中心市街地の空き店舗対策を実施します。

3 消費者トラブルの解決と防止のための啓発の推進

消費者の不安を解消するため、相談事業を推進するとともに、消費者トラブル防止に向けた啓発に取り組みます。

安全・安心に暮らせるまちを目指します

I 万全な危機管理体制の構築	
取組の目的	市民、地域、企業及び行政が一体となって万全な危機管理体制を構築し、災害等による「人命被害ゼロ」を目指します。
取組の基本方針	1 家庭における地震対策の推進 家庭内における耐震対策等の取組を推進するとともに、備蓄品の整備など日頃からの備えの充実を推進します。 2 地域防災力の強化 平時における地域内でのつながりの強化や災害に備えた自主防災隊の活動を支援するとともに、災害時の伝達手段であるメローねっとの登録（普及）を推進します。 3 津波被害軽減の推進 防潮堤の整備を推進するとともに、津波避難訓練等を実施し、市民の津波被害に対する更なる意識の高揚を図ります。 4 原子力災害への対策 原子力災害広域避難計画に基づく避難の基本的な流れなど、原子力防災の啓発や訓練を実施するとともに、国、県及び避難先等関係市町とマニュアル作成等に取り組みます。 5 災害発生後の円滑な対応 医療関係団体等との連携を深め、発災時に切れ目なく機能するネットワークを構築するなど、災害時医療救護や避難生活時の健康支援が適切に実施できるよう取り組みます。 6 感染症予防の推進 市民が感染症について正しい知識を身に付け予防できるよう啓発を行うとともに、感染症発生時に対応できるよう、必要な資機材の整備と計画的な備蓄を行います。 また、発生時には迅速かつ適切な情報提供を行うなど、感染拡大防止を図ります。

II 風水害に強いまちづくりの推進

取組の目的

市民が安全・安心に暮らせるよう、流域治水※に取り組むとともに土砂災害に対する市民意識の高揚を図り、風水害に強いまちづくりを目指します。

※流域治水…河川の氾濫を防ぐため、河川に接する場所や地域を点や線と捉えるのではなく、流域全体で面として捉え、河川管理者や下水道管理者等のみならず、国や地方自治体、企業及び市民等のあらゆる関係者が河川流域全体で治水対策を進めていくという考え方

取組の基本方針

1 流域治水の推進

排水施設の整備や雨水貯留施設の整備をはじめ、河川改修事業等のハード対策に加え、既存の排水施設の有効活用や水害リスクの周知等のソフト対策を組み合わせ、流域のあらゆる関係者が協働して被害を軽減する流域治水に取り組みます。

2 土砂災害への対策

急傾斜地（がけ地）の崩壊による災害を防ぐため、土砂災害防止施設の整備を促進します。

3 洪水・土砂災害からの避難対策

住民が迅速かつ的確な避難行動をとることができるよう、防災講演会をはじめハザードマップの説明会やマイタイムライン研修会等を実施します。

III 交通安全・防犯対策の推進

取組の目的

地域、学校、警察等の関係団体と連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

取組の基本方針

1 子どもを交通事故から守る取組の推進

交通指導隊や交通安全会など、地域住民による交通安全推進体制を維持するとともに、子ども自身が自らの命を守る行動ができるよう、袋井警察署、県交通安全協会袋井地区支部、交通指導隊及び交通安全会等と協力し、幼稚園、小学校及び中学校での交通安全教室を実施します。

2 高齢者の事故防止の推進

高齢ドライバーによる交通事故を防ぐため、袋井警察署、県交通安全協会袋井地区支部、交通指導隊及び交通安全会等と協力し、高齢者に運転免許証の自主返納や自動車への先進安全装置の搭載を呼びかけます。

3 交通安全対策の推進と自転車等の運転マナーの向上

自治会要望や交通安全会が実施する交通安全施設一斉点検により、カーブミラー等の交通安全施設の整備と維持に努めます。

また、自転車側が加害者となる事故を防ぐため、自転車運転マナーの啓発を行います。

4 地域における防犯活動の支援

袋井市防犯推進協会や地区安全会議による地域での防犯体制を維持し、市民が犯罪の被害者とならないよう、袋井警察署等と連携して地域防犯に取り組みます。

IV 消防・救急救助体制の充実

取組の目的

迅速な消防・救急救助対応を図るとともに、市民一人ひとりの防火・防災意識が高く、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

取組の基本方針

1 消防力の強化

いかなる災害発生時にも、災害対策機能を迅速かつ的確に発揮できる袋井消防庁舎・袋井市防災センターを拠点として、火災、救急、地震及び風水害等への対応を更に確実なものとしします。

また、地域住民の消防力・防災力向上のため、新庁舎の機能を活用し、地域住民を対象とする講習会等をより充実して実施するとともに、消防団活動への市民の理解を得る啓発や地域と連携して消防団活動がしやすい環境づくりに取り組みます。

2 火災予防の推進

火災予防意識の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者や外国人など災害時要配慮者の被害減少につなげ、住民財産の損失防止を図ります。

3 救急救命体制の強化

普通救命講習及び小児や外傷の応急手当を含めた上級救命講習の受講促進を図るなど、市民や事業所への応急手当等の普及啓発を実施します。

V 安全な水の安定供給

取組の目的

水道施設の計画的な更新と適正な管理を行い、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。

取組の基本方針

1 水道水の安定供給の確保

安全な水を安定して供給できるよう、施設や管路の耐震化のスピードアップを図るとともに、水質や施設の監視体制について、一層の充実を図ります。

また、災害等発生時の応急給水や復旧体制の一層の充実を図ります。

2 水道事業の健全経営の確保

将来にわたって安全・安心な水を供給するため、人口や水需要減少へ対応する持続可能な経営に努めます。

市民がいきいきと活躍するまちを目指します

I 市民と行政の協働によるまちづくり	
取組の目的	自治会、まちづくり協議会及び市民活動団体等が役割を分担し、共通の目標を持ち、継続的な地域づくりを推進します。
取組の基本方針	1 自治会（連合会）活動の維持・促進 自治会活動を支援するとともに、自治会役員等の負担軽減、新型コロナウイルスの感染予防対策等につながる適切な助言や情報提供、自治会加入の促進等を行い、住民同士が連携し支え合う「互助」の体制づくりを推進します。 2 多様な担い手による地域づくり活動の充実・支援 地域づくり活動への次代の担い手確保のため、新たな人づくりに取り組むとともに、参加・参画の方法等を再構築し、個々の状況に応じた多様な関わり方ができる環境を整えます。 また、まちづくり協議会、市民活動団体及び企業等が連携・協力することで、継続的な地域づくり活動を推進します。 3 市民活動の促進と交流・連携の機会の創出 市民活動の拠点である協働まちづくりセンター「ふらっと」の組織及び運営強化を図り、市民活動に関する相談をはじめ、活動団体の情報提供や交流など、多様な活動主体が連携できる機会を創出します。 また、新たな人づくりや組織づくりに取り組むとともに、「協働によるまちづくり」を積極的に推進します。
II 教養豊かな人づくり	
取組の目的	子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが生涯を通じて学びや文化活動により自己実現を図り、自ら進んで地域づくり、まちづくりに活躍する人を育てます。
取組の基本方針	1 社会全体が連携した社会に貢献する人づくりの推進 青少年が地域の中で心身共に健全に成長し、社会の一員として自立・活躍できるよう、家庭や地域の教育力を高めます。 また、多様化する子ども・若者を取り巻く課題や自立に向けて取り組む地域や関係団体の活動を支援します。 2 市民の学び合い・地域づくりへの支援 社会の多様化や高度化、人間の長寿化に対応するため、市民一人ひとりが生涯を通じた学びにより、自身のキャリアの可能性を広げるとともに自己実現を図り、地域社会の中で、環境保全や防災・防犯、健康づくりなど、あらゆる分野で活躍できる環境を整えます。 また、コミュニティセンター、教育文化施設及び団体等の活動を通し、市民が学び合い交流する機会の提供と併せて、その成果が地域づくりに活かされる環境を整えます。 3 文化・芸術の振興と郷土の歴史資源の保護・活用 市民が様々な文化・芸術に触れる機会を創出するとともに、市民の自主的・主体的な文化・芸術活動の振興を図ります。

また、郷土への誇りを育むため、歴史関係団体や自治会、学校等と協力し、文化財の保護・活用や、本市出身の偉人の顕彰が幅広い世代に浸透する持続的な活動へとつながるよう、展示、講座及び説明会等の普及活動や文化財の管理・修理事業を推進します。

4 読書活動の推進と図書館機能の拡充

様々な世代の市民が読書に親しみ、読書習慣を身に付ける活動を推進するとともに、図書館が本を通じて市民が交流し学び合う場となるよう、図書館機能の拡充に取り組みます。

III 共生社会の確立

取組の目的

多文化共生意識や人権意識等の向上を図るとともに、多様性を尊重し、それぞれの個性・能力が十分に発揮できるまちの実現を目指します。

取組の基本方針

1 男女共同参画と女性の活躍の推進

固定的な性別の役割意識にとらわれず、男女双方が共に様々な分野に参画できるよう、地域や社会の制度・慣行の見直しを促します。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの推進を行い、女性が更に活躍できる環境づくりを推進します。

2 国際交流・多文化共生の推進

多文化共生のまちづくりを進めるとともに、グローバルな視点を持った市民の育成を推進するため、外国人市民への支援の充実のほか、外国人や外国文化と触れ合う様々な機会の創出や、姉妹都市をはじめとする諸外国との交流を通して外国人との相互理解を深めます。

3 生活困窮家庭の生活支援

様々な理由で生活に困窮している家庭からの相談に対応し、自立に向けた生活、就労及び教育支援に取り組みます。

4 人権意識の向上と安全・安心な生活の確保

人権教育・啓発の実施等により、様々な偏見や差別意識等の解消に取り組むとともに、相談体制の充実により様々な人権侵害への救済等に取り組みます。

また、関係機関のネットワークを強化し、児童虐待や家庭内での暴力等を予防するとともに、早期対応や再発防止を図り、安全・安心な生活を確保します。

事 務 局

〒 437-8666

袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室

電話 0538-44-3107

FAX 0538-43-2132

E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

